

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会事務局規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会定款第35条の規定に基づき、社会福祉法人新座市社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び分掌事務、その他必要な事項を次のとおり定める。

### (事務局の組織)

第2条 事務局に、次の組織を置く。

- (1) 総務課                      総務係    管理係
- (2) 地域福祉課                地域福祉係
- (3) 生活支援課                生活相談係    在宅支援係

### (事務分掌)

第3条 係の事務分掌は、次のとおりとする。

#### 総務課

##### 総務係

- (1) 文書、人事、会計並びに理事会、評議員会、監事会及び委員会その他庶務に関する事項
- (2) 定款及び諸規程の改廃に関する事項
- (3) 行政機関並びに福祉団体との連絡調整に関する事項
- (4) 事業計画並びに予算、決算に関する事項
- (5) 会員会費の募集に関する事項
- (6) 共同募金運動に関する事項
- (7) 歳末たすけあい運動に関する事項
- (8) 福祉基金の運営に関する事項
- (9) 機関紙の編集並びに発行に関する事項
- (10) 福祉大会その他福祉行事に関する事項
- (11) 地域ふれあい交流事業に関する事項
- (12) 職員の福利厚生に関する事項
- (13) 職員の退職手当及び互助共済に関する事項
- (14) その他係に関する事項

##### 管理係

- (1) 放課後児童保育室（11室）の受託管理運営に関する事項
- (2) その他係に関する事項

## 地域福祉課

### 地域福祉係

- (1) 福祉団体との連絡調整に関する事項
- (2) ボランティアセンターの運営に関する事項
- (3) 地域ボランティア活動に関する事項
- (4) 地域組織福祉活動に関する事項
- (5) 福祉協力校の連絡、調整に関する事項
- (6) 福祉フェスティバルその他福祉行事に関する事項
- (7) 地域福祉活動計画に関する事項
- (8) その他係に関する事項

## 生活支援課

### 生活相談係

- (1) 法外援護資金の貸付事務に関する事項
- (2) 生活福祉資金の貸付事務に関する事項
- (3) 日常生活自立支援事業に関する事項
- (4) その他係に関する事項

### 在宅支援係

- (1) 居宅介護支援事業に関する事項
- (2) 訪問介護事業に関する事項
- (3) 障がい福祉サービスに関する事項
- (4) 特定相談支援事業に関する事項
- (5) 子育て支援・高齢者ホームヘルパー派遣事業の受託に関する事項
- (6) その他係に関する事項

2 生活支援課は、地域包括支援センターを所管する。

(事務局職員)

第4条 事務局に、局長、副局長、課長、副課長、専門員、係長、主任及び必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、会長が特に必要があると認めるときは、局に参事を、係に主査を置くことができる。

3 局長及び副局長、参事、課長、副課長、専門員、係長、主査、主任以外の職の設置に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 地域福祉活動の推進方策について、調査、企画、連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動を推進するため専門員を、受託した施設の管理運営の統括責任者として、施設長を置くことができる。

(兼任)

第5条 職員の任免にあたり、会長が必要と認めたときは、前条に規定する職員の兼任を命ずることができる。

(職務)

第6条 局長は、上司の命を受けて局の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副局長は、局長を助け、局の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 参事は、上司の命を受け、局の所掌する事務のうち特に指定された事項を処理する。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副課長は、課長を助け、課の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

6 専門員は、上司の命を受け、課の所掌する事務のうち特に指定された事項を調査研究し、処理するとともに、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。

7 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(職務の代行)

第7条 局長に事故がある場合において、特に事務取扱者を命じないときは、あらかじめ上司の指名する職員が、事務局の職務を代行する。ただし、重要かつ異例な事務については上司の指揮を受けなければならない。

附 則

1 この規則は、評議員会の承認を得た日から施行し、改正後の社会福祉法人新座市社会福祉協議会事務局規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

2 従前の社会福祉法人新座市社会福祉協議会事務局規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月27日専決)

この規則は、平成19年4月27日から施行し、改正後の社会福祉法人

新座市社会福祉協議会事務局規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月29日から施行する。